「兵庫県地域経済振興条例」制定でまちに元気と活力を

第2次(案) 2008年9月16日 民主商工会·兵庫県商工団体連合会

地域経済を支えている中小企業・中小業者

ワーキングプアの言葉に象徴されるように、大企業・大資本家との格差はよりいっそう広がり、働いても働いても生活できない実態は、日を追うごとに深刻になっています。価格に転嫁できない「原油・原材料高騰」は、中小企業・中小業者を直撃し、企業倒産・廃業が後をたたない状況です。

中小企業・中小業者は高度経済成長の時期はもとより、低成長といわれた時期も生産・流通・雇用の担い手として大きな役割を果たしてきました。また、地域文化やコミュニティの創造・継承・発展という面でも欠くことのできない役割を現在も果たしています。この19年間で県下の中小企業・中小業者の事業所数は4万4千が減少していますが、2006年統計では、なお全事業所数の

99%以上を占め、雇用でも80%を支え、地域経済と社会にとって重要な役割を果たしています。 世界の流れはEU(ヨーロッパ連合)の、「小企業憲章」にみられるように、「小企業を育ててこそ地域経済・社会が活発になる」

という方向にむかっています。 しかし、政府がすすめる「構造改革政策」は、経済のグローバル化をすすめ、産業の空洞化、地域経済の疲弊に拍車をかけています。

各地で広がる、地域経済振興条例の制定

日本経済を草の根から再生するために、中小企業・中小業者が元気になり、その本来の力が発揮できるような環境づくりをすすめる中小企業憲章の制定を求める国民的な運動が広がっています。各地では、地域経済の活性化を促す事を目的に、「中小企業振興基本条例」の制定をすすめる自治体が増えています。

最近では、埼玉県、新潟県燕市(2002年)、千葉県習志野市(2004年)、東京都足立区、板橋区、荒川区、三重県(2005年)、福島県、東京都豊島区(2006年)、千葉県、北海道帯広市、熊本県、青森県(2007年)と、1年間に3~4自治体の制定がすすんでいます。その指針には、中小企業基本法第6条に基づき、自治体の責務を明確にし、中小企業振興と地域づくりが位置づけられています。

豊かな資源と自然にめぐまれた兵庫県は、地域循環型経済が可能な条件

兵庫県は、北は日本海、南は瀬戸内海まで豊かな資源と自然にめぐまれ、豊富なものづくり・先端技術工業地域、大量消費の大都市圏を抱え、地域循環型経済を確立させ県民のくらしの安定的発展を図る上で、有利な条件をそなえています。

その条件を大いに活かし、環境にやさしく、人間の命と人間性を大切にした地域へ再生することが今、求められています。そして、グローバル競争に左右されず、経済の軸足を地域に置いた個性あふれる地域産業と地域社会の再構築と自立が急務です。 そして、自然環境と人間社会が持続的に発展できるような地域づくりをするためには、「地域内再投資力」を地域住民の自治と

阪神・淡路大震災から13年、一人ひとりの中小企業・中小業者がいきいきと輝ける支援策の確立が急務です。

生活の基盤である地域経済を再生するために、地域社会とまちづくりの基本に中小企業・中小業者を位置づける地域経済振興条例を制定し、まちに活気とうるおいをもたらし、安心して住みつづけられる兵庫県をつくりましょう。

「振興条例」にもり込む事項 -私たちの願い-

- 1 まちづくり、地域経済振興の柱に中小企業・中小業者を位置づけ、地域を再生させること。
- 2 県知事の責務を明確にし、施策を実施するための予算措置をとること。
- 3 大企業の社会的責任を明確にすること。

結びつけ、ネットワークを広げることが大切です。

4 県として、中小業者・労働者・地域住民などで構成する調査チーム(地域経済振興会議(仮称))をつくり、全国の中小業者支援「条例」の先進例を調査、研究するなど、足を一歩踏み出すこと